

令和7年1月

令和7年度に臨時的任用職員（常勤講師等）へ任用が予定される皆様へ

※令和3年度以降に臨時的任用職員として勤務後、継続して職員として勤務している60歳以下の方は除きます（臨時的任用職員及び職員は鳥取県教育委員会の任命に限ります）。

鳥取県教育委員会

臨時的任用職員（常勤講師等）に係る給与号給決定のための事前手続きへの御協力について（依頼）

平素より、学校教育活動の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

鳥取県では、正職員に準じた前歴換算で臨時的任用職員の給与決定を行うこととしています。

月額給与は、既に御提出いただいた「令和7年度鳥取県公立学校臨時的任用教職員等希望調書」を参考に、高校卒業後の「学歴」及び「前歴」を基にして決定します（計算方法は別紙2参照）。

ついては、別紙1により「学歴が確認できるもの」及び「前歴が確認できるもの（鳥取県教育委員会発令の講師任用は除く）」について、御提出いただくようお願いします。

期限までに御提出いただけない場合、適正な月額給与額が算出できませんので、御協力をお願いします。

なお、本文書で依頼する書類の提出により、令和7年度の臨時的任用職員が確約されるわけではありませぬので、念のため申し添えます（最終的な任用確定は、3月中旬以降の配置校連絡及び4月1日の辞令書交付によります）。

また、任用開始年度の4月1日時点で60歳以上の方の給与は、令和4年度まで固定額としていましたが、令和5年度から60歳以上の方の給与水準（上限）を大幅に改善したことに伴い、原則個別算定としました。

ただし、別紙2<4>のとおり、給与の号給に上限を設定しています。令和7年度以降は高卒以上の学歴があれば上限に達しますので、学歴が確認できる書類（<別紙1>1（1）の書類）のみ提出をお願いします。

（担当：教育人材開発課給与担当 電話：0857-26-7936）

1 提出書類

(1) 学歴が確認できる以下のもの（高等学校卒業は含まない。）

- 大学卒業証書の写し
- 大学院修了証書の写し
- 専門学校卒業証書の写し など

※最終学歴が「高等学校」の場合は、提出不要。

(ただし、高等学校併設の「看護専攻科」「特別別科」などは、それが分かるものの写しを提出)。

※現在、大学在学等で卒業見込みの場合は、卒業証書授与式後に郵送で上記書類を送付願います(この場合、提出期限を過ぎることについての事前連絡は不要です。)

※科目履修・通信制大学の単位取得など学歴とならないものは、提出不要。

※最終学歴までに複数の学歴を経ている場合は、それぞれの写しが必要です。

(例：大学卒業後、専門学校卒業を経て大学院へ進学し、大学院を修了した場合…

大学・専門学校・大学院のそれぞれの卒業又は修了を確認できる書類が全て必要)

※休学、留年等により標準在学年数を越える場合は、それが分かるように卒業証書写し等の余白部分に自らメモを書き添えて提出すること。

※中退の場合は、それが分かる関係書類の写しの余白部分に自らメモを書き添えて提出すること。

(2) 前歴が確認できる以下のいずれか（鳥取県教育委員会発令の講師任用を除く）

- 年金加入履歴の写し（「**被保険者記録照会回答票**」等事業所名が明記されているものに限る。）

※日本年金機構の各事務所窓口で即時発行可能。その際は、本人確認書類を持参ください。

- 採用辞令書及び辞職辞令書等の写し

※年金加入履歴で確認できれば不要です。

- 会社経営者や個人事業主の場合は、就業実態や就業期間等が確認できるものの写し（役員記載のある定款の一部写しや請負契約書の一部写し等）

※令和7年4月1日時点で60歳以上の方は提出不要です。

※確認できない期間は、「自宅扱い（5割）」として前歴計算されます。

※日々雇用やアルバイトなど短期間または短時間の就業は、提出不要です。

※鳥取県教育委員会が発令した常勤講師、非常勤講師は、当方で確認するため提出不要です。

2 提出期限等

提出依頼があつてから、2週間以内

送付先：680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課給与担当 宛

※封筒表面に「常勤講師給与関係書類在中」と朱書すること

※前歴が確認できない場合、自宅扱い（5割換算）となります。

3 その他

- 本手続きは、正式採用の手続きと比べて簡素化して実施しています。教員採用試験を経て正式採用となる場合には、詳細な証明書等が必要となりますので、予め御承知ください。

臨時的任用職員（常勤講師）の給与号給の計算方法について

1 概要

- 鳥取県の臨時的任用職員として発令する際、正職員に準じた給与決定の計算を行います。
- 給与は「号給」で定められ、1号給から始まって最高号給に到達するまで、最終学歴と前歴期間を基にして計算されます。（「号給」に対応する給与月額は、鳥取県給与条例に明記）
- 実際の給与決定では、「最終学歴で設定された給与号給」に「高等学校卒業後の就業状況等に応じた前歴期間で算定される給与号給」を加えて計算された号給を、給与号給として定めます。

2 「最終学歴」と「前歴期間」について

(1) 「最終学歴で設定された給与号給」について

- 最終学歴で設定される給与号給（初任給）は、高校卒・短大卒・大卒の3種類で、それぞれ、5号給・15号給・25号給とされています。
- 専門学校や大学院等の在学期間は、「前歴期間」の中に含める形にして計算します。

(2) 「就業状況等に応じた前歴期間」について

- 前歴期間のうち、学校講師の職務と類似性が高い期間は「10割」としますが、類似性が高くない期間は「8割」、どちらでもない期間は自宅扱いとして「5割」に換算します。
- 上記の換算割合で算出した前歴期間に対して、1年当たり4号給で計算します。
- また、若年層加算として、1年当たり1号給、最大4号給が上乘せされます。

例1：大学卒業後、4年間学校講師、2年間民間企業勤務、1年間自宅扱いだった方の給与号給

- ① 最終学歴による給与号給 …… 25号給
- ② 就業状況等に応じた前歴期間で算定される給与号給 …… 28号給
 $(48月 \times 1.0) + (24月 \times 0.8) + (12月 \times 0.5) = 73.2月 \Rightarrow 24号給相当$ 。さらに若年層加算で4号給上乘せて計28号給。
- ③ ①+②=53号給

(3) その他の前歴換算ルール

- 「類似性が高くない前歴」と「自宅扱いの前歴」の上記(2)換算後の年数が5年を超える部分は、人事委員会の定める規則に基づき、次のとおり減じて算出することとされています。
 (5年以上10年未満…8割、10年以上…6割6分6厘)

例2：大学卒業後、4年間学校講師、15年間民間企業勤務、1年間自宅扱いだった方の給与号給

- ① 最終学歴の給与号給 …… 25号給
- ② 就業期間等に応じた前歴期間で算定される給与号給 …… 62号給
 ア $(48月 \times 1.0) + (180月 \times 0.8) + (12月 \times 0.5) = 198月$ 。198月のうち、10割扱いは48月+60月=108月。
 イ 198月のうち、類似性が高くない等の期間5年以上10年未満部分は60月。60月×0.8=48月。
 ウ 198月のうち、類似性が高くない等の期間10年以上分は30月。30月×0.666=19.98月。
 ア～ウの合計175.98月⇒58号給相当。さらに若年層加算で4号給上乘せて、計62号給。
- ③ ①+②=87号給

4 60歳以上の給与号給（給料月額）の上限について（令和6年12月給与改定時点）

	高等学校・特別支援学校勤務者	小・中・義務教育学校勤務者
令和6年度 当初	教育職(1)1級83号給 289,900円	教育職(2)1級77号給 282,600円
令和6年度 給与改定後	教育職(1)1級83号給 299,200円	教育職(2)1級77号給 293,400円
令和7年度	教育職(1)1級75号給 294,000円	教育職(2)1級66号給 286,000円

※60歳以上の暫定再任用職員等に適用される7割支給措置との均衡を図るための上限設定です。
 ※例月給与として、別途給料月額の4%の教職調整額、義務教育等教員特別手当等が支給されます。